社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成２６年度　第３回　評議員会議事録

１　開催年月日　　平成２７年３月３０日（月）
　　午後１時３５分～午後３時３０分
２　開催場所　　精華町地域福祉センター
　　かしのき苑　１階　会議室ＡＢＣ
３　評議員総数　　３９名（欠員１名）
４　出席者氏名　　２７名（別紙１のとおり）
５　欠席者氏名　　１２名（別紙１のとおり）
６　議事の経過要領及び議案議決の結果

それではお手元にご用意いたしました評議員会議事日程に基づきまして議事を進行させていただきたいと思いますが、まず、冒頭、大変失礼でございますが、評議員会議事日程の中に１点誤りがございまして、冒頭からでございますが、訂正をさせていただきたいと思っております。日程番号の３番に諸報告があるにもかかわらず、日程番号の６にさらに諸報告となっております。こちら印字ミスでございまして、本日は日程番号５番までを予定しておりまして、６番については事務局の消し忘れでございますので、誠にお手数ですが削除のほどよろしくお願いを申し上げます。

日程番号１　議長の互選について

定刻に至り、定款第１４条第５項の規定により議長に加藤博氏が選任され、議長は定款第１４条第７項に定める定足数を満たしていることを確認した。

日程番号２　議事録署名人の選任について

定款第１４条第１０項の規定により議事録署名人に保田邦子・大冨利子両評議員を指名し、議案の審議に入った。

議　　長　　続きまして、日程番号３、諸報告に入らせていただきます。事務局から報告願います。

事務局長　　はい、議長。それでは議題に入る前にこの間、今年度の出来事などを中心といたしまして評議員の皆様方に報告を数点申し上げたいと思います。本日お手元にご用意させていただきました資料でございますが、一番上に精華町地域包括支援センターと書かれたクリップ止めの資料があったかと思いますが、こちらを用いて報告を申し上げたいと思っております。まず１点目、精華町地域包括支援センターについて、でございます。まずお手数ですが、裏面からご覧いただきたいと思っております。今ほど岩里会長のご挨拶の中にもございましたように、すでにご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、今年２月から精華町にもう一箇所、包括支援センターが増設されました。平成１８年に制度ができて以降は、精華町から委託を受けまして、精華町社協がこの地域包括支援センターを一点に精華町全域を担当させていただいておりましたが、こちら相談窓口の下にございますように、南北に二箇所に分かれて設置されることとなりました。まず、精華町北部地域包括支援センターでございますが、対象地区は、川西小学校区並びに精北小学校区となっております。委託先は高齢者総合福祉施設「神の園」さんでございます。それから、私どもの方が担当する区域は、精華台小学校、山田荘小学校並びに東光小学校区となっておりまして、精華町社協が委託先となります。名称につきましては、今年２月１日から「精華町南部地域包括支援センター」ということにさせていただいておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。なお、地域包括支援センターの担当業務でございますが、表面をご覧いただきたいと思いますが、下の方に業務内容といたしまして、法令で定めのある４業務を挙げさせていただいております。１つは、「介護予防ケアマネジメント業務」。要支援の認定を受けておられる高齢者の担当をするという業務でございます。それから右側には、「権利擁護業務」とございまして、高齢者の権利を擁護する業務を担当しております。虐待、消費者被害、特殊詐欺被害などを担当とするようなものでございます。下段に移りま

して、「総合相談支援業務」でございます。まず最初に介護が必要になった、また同居している父や母、また配偶者の調子が悪くなった時には、まずは相談から関わらせていただくわけでございますが、この総合相談業務につきましても地域包括支援センターで担当するということになっております。それから最後に「包括的ネットワーク支援業務」でございますが、こちらの方はホームヘルパーなど専門職が介護を行っている中で、公的サービスを利用しただけでは生活の課題が改善されない世帯も中にはございまして、これを支援困難事例というふうに呼んでいるわけですが、支援困難事例を専門職の方からの相談窓口としても位置付けられているということで、これら４つの業務を中心として地域包括支援センターが担当させていただいておりますので、評議員の皆様方、またお近くにお住いで、こういった内容でお困りの住民の皆様がいらっしゃいましたら担当区域の地域包括支援センターまでご相談いただければと思っております。次に、２点目でございますが、Ａ３の綴じ込み資料でご用意させていただいておりますが、精華町ボランティア基金の運用方法について、でございます。精華町では５，０００万円余りのボランティア基金を保有しておりまして、これが今から１０年前、平成１７年３月に当時、国の債券、「国債」ですけれども、１０年物で運用してきておりました。当時は表面利率１．３パーセントぐらいで運用しておりまして、毎年６０数万円の果実と言いますか、配当金がございまして、この全部を精華町内のボランティア活動の推進のために、その貴重な財源として充てさせていただいておりました。このたび、１０年の国債が満期を迎えるということでございまして、今後の運用方法について専門委員会の方でご検討いただきました結果、お手元の資料の番号２番でございますが、利付国債の２０年物で運用することが決定いたしましたのでご報告を申し上げます。参考までに表面利率は２０年もので、１．２パーセントということで、今まで運用してきた利率よりも少し下がってしまうというような状況でございます。一番右端のところには、年間の運用益ということで、こちら概算でございまして若干変動があるかと思いますが、一年

間に５４１，０００円程度の利息収入があるというふうに見込んでいるところでございます。今後につきましても、この財源を用いまして、町内のボランティア活動の推進に努めてまいりたいと考えております。それから３点目でございますが、カラー刷りのチラシでございます。精華町いのちのリレーまつりのお知らせでございます。今年の４月２６日日曜日に、このかしのき苑と隣にあります、社協デイサービスセンターの両施設を使いまして、一日がかりでいのちのリレーまつりを開催するというものでございます。今まで、昨年度、一昨年度につきましては、終活フェアという名前を表に出して実施していたわけですが、２年間やった経験から申しますと、やはり終活フェアというふうに銘打ってご案内いたしますと、どうしてもご高齢の方のみの参加になりがちであるということで、今回についてはいのちの大切さ、重さをもう一度、住民の皆様方に考えていただく機会として捉えまして、タイトルをいのちのリレーまつりというふうにさせていただいております。基調講演といたしましては、猿渡瞳様のお母様であります猿渡直美様をお迎えいたしまして、基調講演を予定しております。その他各種イベントもご用意しておりますので、お時間の許す限りご参加いただければと思っております。なお、こちらも裏側がございまして、裏側の上段でございますが、このイベントの開催に先駆けまして、いのちのフォト・イラスト・川柳コンテストを実施するにあたりまして、現在４月１０日までの間でございますが、事前に写真やイラスト、川柳を募集させていただいております。また、こちらもご興味のある方がいらっしゃいましたら、積極的にご応募いただければと思っておりますので、この場をお借りいたしましてお知らせをさせていただきます。それからもう１点ですけれども、本日追加でさらに開催直前にお配りさせていただきました、「精華町介護者家族の会なでしこの会」総会案内の一枚もののチラシでございます。平成２５年度に、精華町に介護者家族の会なでしこの会が発足いたしまして、３年目を迎えようとしております。私ども精華町の社協といたしましても、もともと介護者の方々の支援をさせていただいておりましたので、その

関係もございまして本日なでしこの会様より資料の方をお預かりいたしましたのでなり替わりまして、皆様方にお知らせをさせていただきたいと思います。開催日は４月２４日金曜日、午後１時３０分～３時まで。場所はこのかしのき苑となっております。ご代表の石本様におかれましては、本会の評議員ということもございまして、何かとご協力もいただいているところでございますが、介護者の会と言いましても、現に介護をしておられる方だけでなく、過去にされていた方とか、また関心のある方などご参加いただけるようにもお聞きしておりますので、こういった会があるということと、それからまたこういったなでしこの会さんの活動にもご参加、またご協力をいただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。それから５点目、最後になりますが、Ａ３サイズでホッチキス止めでまとめております、第３次精華町地域福祉活動計画現況報告書と書かれたものでございます。こちらの資料を用いまして、評議員の皆様方に、今年度の精華町社協並びに精華町内の動き、福祉的な部分の動きをご報告させていただきたいと思っております。ただ、時間の関係もございますので評議員の皆様方と関わりの深い地域活動を中心としてご報告をさせていただきたいと思っております。まず、１ページでございますが、施策の１番です。住民主体の地域福祉活動を推進するために、の取り組みの①それから③でございます。一番右端には３月５日現在でございますが、その進捗状況をまとめさせていただいております。朗読いたします。小地域福祉委員会第５期モデル地区として新たに２自治会を指定し、小地域福祉委員会が設置されている自治会は１８ヶ所となりました。今年度新たに指定しました２ヶ所につきましては、山田自治会並びに東畑自治会となっております。活動内容の充実を図るための研修として、きょうと地域福祉活動実践交流会に参加し、精華町からは光台六丁目小地域福祉委員会の事例報告がありました。モデル地域の小地域福祉活動実践者による小地域福祉委員会関係者会議では、各地域の今年度の取り組みを発表し、活動上の困りごと、成功事例なども織り交ぜて参加者同士意見を交換しました。２月１日には地域の見守

り活動、支えあいの活動を活性化することを目的に支えあいマップ作りセミナーを開催しました。住民の支え合いの実態を地図に記入し、取り組み課題の抽出、解決策を考えるセミナーとして４４名の参加がありました。それからその下でございますが、②の関連でございます。小地域福祉活動の代表的な活動であるふれあいサロン活動に取り組んでいる自治会は平成２６年度２９ヶ所となっております。１ヶ所休止中のところもカウントしております。今後、サロン未実施地区に対してサロン実施を積極的に働きかけます。また、地域でのサロンの周知を図るため、町内のサロンマップを作成中です。こちらは来月発行予定となっております。サロンボランティアの育成を目的に、スリーＡインストラクター養成講座を今年１月から３月にかけて開催をさせていただきました。こういった取り組みを通じて、サロン活動、また小地域福祉委員会の活動が若干ではございますが増えてきているという背景もございまして、推計でございますが、平成２６年度ボランティアセンターに登録していただくボランティアさんの数が６００名を少し超えそうな予測を立てております。参考までに、昨年度、平成２５年度のボランティアさんの実数は５３７名でございました。過去１０年間を遡ってみましても５００名台を少し前後しながら推移をしていたわけでございますが、平成２６年度につきましては６００名を超えそうであるということをご報告申し上げたいと思います。次に、施策の２番、ボランティア活動を推進するために、の④です。朗読いたします。企業の社会貢献活動支援の一環として、平成２５年度より「まちの福祉サポート店」事業を実施し、現在１２４ヶ所の企業様にご加入をいただいております。平成２６年度の増加数は４７ヶ所となっております。「まちの福祉サポート店」を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。１１月１１日には、祝園駅周辺のサポート店１６ヶ所に協力いただき２コースに分けて認知症徘徊模擬訓練を実施いたしました。３８名の参加がありました。また、どんちゃん募金としてまちの福祉サポート店３ヶ所にて、寄付つきパンや寄付つきコーヒーを福祉活動財源確保のために販売していただいております。参考ま

でに、２月末現在の寄付額の累計は３６，６００円の積み上げとなっております。この寄付額につきましても、すべて精華町内の今後の福祉活動を進める上での財源にさせていただきたいというふうに思っております。次に、２ページに移りたいと思います。施策の３番、住民同士の支えあい活動を強化するために、です。①ふれあいサポート事業の実施の部分です。日常生活を営むのに支障があり、なんらかの理由で公的な福祉サービスの利用が困難な方に対して、住民相互の助けあいによるふれあいサポート事業を実施しています。高齢者や障がいのある方、子育て世帯などを対象に、協力会員による家事援助や買い物、通院の付添いなどの支えあい活動を展開しました。今後は、介護保険制度改正に備えて、ふれあいサポート事業を新総合事業における訪問型サービスの１つと位置づけられることを意識し、担い手である協力会員の募集及び要請を行うとともに、利用ニーズを調査し、サービス提供日時の拡大を検討します。現行は、所得に関係なく一律の利用料のもとふれあいサポート事業を実施していますが、低所得世帯にとっては経済的負担が大きいため、利用料の減免制度を設ける予定となっております。参考までに、今このふれあいサポート事業につきましては、サービス提供日時を平日の朝９時から５時までとさせていただいておりますが、この時間以外、また平日以外のニーズがあるのではないかということを、今後は、新年度は調査していきたいと考えておりますのと合わせまして、現在一律３０分３５０円の利用料金を頂戴しておりますが、特に生活保護世帯等、こういったところの経済的負担を考えまして、今後は減免制度を設けていきたいと考えております。次に施策の４番、要援護者の見守り活動を強化するために、の①です。京都府の補助金を活用し、高齢者の訪問見守り活動を行う老人会、小地域福祉委員会、サロンに対して活動の強化を目的として活動費の一部を助成しました。今年度の申請につきましては、精華町内で１７グループから助成金の申請がございました。それから取り組みの③、企業との協働事業です。平成２５年度から実施している「まちの福祉サポート店事業」では、登録１２４事業所のうち４７事業所

が、要援護者等の状態の変化に気づいた場合、社協に連絡していただける「見守り支援」のできる事業所として登録をしていただいています。今後につきましては、認知症徘徊ＳＯＳネットワーク、こちら仮称でございますが、認知症の方がおうちからいなくなった場合に、町ぐるみでこの徘徊者を探すようなネットワークでございますが、こういったネットワークの構築を進めていきたいと考えております。少し飛びまして、３ページの施策７番をご覧いただきたいと思います。当事者組織の支援に向けて、です。②介護者家族の会立上げ支援並びに、③認知症キャラバン・メイト連絡会の立上げ支援でございますが、どちらの組織につきましても平成２５年度に組織化されておりまして、今年度平成２６年度につきましては継続支援という形をとらせていただいております。それから、時間の関係で少し飛ばしまして、６ページをご覧いただきたいと思います。上から３つ目の施策８です。生活困窮世帯等の自立支援と権利擁護に向けて、です。取り組みの②、③の部分でございます。まず、②の方からです。生活福祉資金貸付事業の貸付実績は、今年度１７件でした。その内の１４件が教育支援資金の貸付で、それ以外には障がい者の自動車購入が１件、転宅費用が１件、総合支援資金が１件でした。教育支援資金については生活保護受給世帯が多く、保健所のケースワーカーと連携を図りながら、スムーズな貸付を行うことができました。傾向といたしましては、この福祉資金の相談並びに貸付件数というのが近年増加傾向となっております。それからすぐ下の、③関連です。福祉サービス利用援助事業は、実利用者数１５名を目標に取り組んでおり、ホームページの更新やチラシの作成、啓発の効果などもあって、現在は１７名の方と契約をしています。利用者増加に伴い、生活支援員が不足してきたので、現在新たに２名の生活支援員と活動に向けて調整をしているところです。こちらの福祉サービス利用援助事業につきましても、利用者数が増加傾向となっております。次に、大きな３番、組織体制の充実の１番です。事業実施の経営体制づくりです。右側の方、①関連のところをご覧いただきたいと思います。介護保険部会では来年度から大きく制

度の変わる介護保険制度についての勉強会を行いました。地域福祉部会では、法人会員の獲得に向け、部会の理事の方々にも積極的に地域の企業等に出向いていただきました。結果といたしまして、現時点で昨年度の実績が６０企業様から３８０口の会費をいただいておりましたが、これを大きく上回る結果、８４企業様から５２０口の会費をいただいたところでございます。以上が、地域活動が中心でございますが、平成２６年度のこれまでの取り組みの成果などでございます。時間の関係上、全てのご説明はできませんでしたが、またお時間のある時にご覧いただければと思っております。事務局からの諸報告は以上となります。

議　　長　　この件につきましては報告事項となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。引き続きまして、日程番号４、第８号議案。平成２７年度事業報告（案）について、に入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　　はい、議長。第８号議案、平成２７年度事業計画（案）について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２７年度事業計画（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条第１項第１号に基づき、平成２７年度事業計画（案）を提案するものでございます。平成２７年３月３０日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。それでは事前にお送りいたしました平成２７年度事業計画（案）と、その概要説明資料をご覧いただきたいと思いますが、まずは、全体の傾向を評議員の皆様方にお知らせしたいと思っておりますので、概要説明資料の方からご覧いただきたいと思っております。なお、こちらの方は２ページ分を１枚の紙に表記させていただいておりまして、私がこの後１ページ、２ページというふうに申し上げますが、これはページの中に打ってございます数字のことを指しておりますので、実際のページ枚数とは直接関係ないということであらかじめご了承をお願いしたいと思います。それでは、２ページ目のところをご覧いただきたいと思います。踏まえなければならない背景として、大きく３つ掲げさせていただきました。平成２７年度につきましては、新しい法律が施行されるというのが１点。そ

れから、介護保険制度が大きく改正されるというのが１点。それともう１つが、社会福祉法人制度が改革されるということで、例年になく大きな改正などが重なる年度であるということを、まずご理解いただきたいと思っております。３ページをご覧いただきたいと思います。まず大きな１番目が、生活困窮者自立支援法の施行でございます。生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠であると言われております。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるというのが、この法の趣旨でございます。それから４ページには、この生活困窮者の定義と主な対象を挙げさせていただいております。まず定義ですが、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう、という定義でございます。主な対象ですけれども、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者です。矢印のところに補足しておりますが、福祉事務所に来訪する方のうち生活保護に至らない方は、高齢者等も含めて年間約４０万人いる、というふうに言われています。それから５ページの方では、国レベルでございますが、１０年前、平成１５年度と平成２５年度の１０年間どのようにこの世帯が増えたかというものを表した推移の表でございます。上が平成１５年度になっております。下と比較していただきますと、まず総数でございますが、１．５倍以上に増えております。平成２５年７月の時点の概数でございますが、１５８万世帯、生活保護世帯があるということでございます。内訳を見てまいりますと、一番右端にあります④です。その他の世帯と呼ばれるところですが、平成１５年度は８４，９４１世帯。割合で言いますと９パーセントであったものが、平成２５年には２８９，２５６世帯。割合で１８．３パーセントと

いうことになっております。もともと生活保護世帯の戸数が増えているということもございますが、とりわけこの④番その他というところは、世帯数で申しますと３倍以上に膨れてきていると。増加率で言いますとこのその他が最も多いということになっております。このその他というのは、①にあります高齢者世帯でもなく、②の母子世帯でもなく、③の傷病や障害の理由による生活保護世帯でもない、それ以外の方々ということになっております。私なりに推測いたしますと、現に就職しておられた方がリストラにあったり、また学生から就職する時に失敗したり、それから学生時代のいじめなどですね、こういったものを原因といたしまして、引きこもり状態になり、当然安定した収入がないために経済的に困窮してくるという方がこれだけ増えてきているというのが、数字として表れてきているものというふうに理解しております。それから６ページでございますが、全体のイメージとして挙げさせていただいておりますが、まず社会的に第１のネットという部分では、社会保険制度や労働保険制度が当然現在もあるわけでございますが、今の時点で申しますと、この制度から漏れた方というのは、一番下の生活保護制度しか頼るところがないというのが現行、日本の法整備状態ということになっております。４月以降につきましては、この間に第２のネット、セーフティネットでございますが、これをはりまして、これが「生活困窮者自立支援制度」と呼ばれるということになります。ですので、２つしかセーフティネットがなかったものが、４月以降につきましては３区分になるというイメージでご理解いただきたいと思います。７ページに移りまして、これら事業の実施の単位でございます。福祉事務所設置自治体を基本としております。従いまして、町村部におきましては、ほとんどが単独設置をしていないため、都道府県、具体的には保健所が実施主体になる、ということになります。この地区で申しますと、山城南保健所が事業の実施主体ということになります。この法律の中で定められている事業でございますが、こちらに列記したとおりでございます。ちなみに上の２つ、自立相談支事業と住居確保給付金につきましては、法律で必須事業と

なっております。それ以外につきましては任意事業というふうに呼ばれています。次に、８ページでございますが、こういった背景を受けまして、精華町社協として、平成２７年度以降どのように取り組んでいくかという具体点でございます。まず１点目。平成２７年度から生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するわけではない、ということをまず初めに申し上げておきたいと思います。今ほど申しましたように、実施主体の方は都道府県、保健所ということになっております。従いまして、精華町行政の方を飛ばして、私ども町社協が何か事業を運営するということは現時点では考えておりません。２点目でございますが、しかしながら、全国の傾向や精華町の状況を見てみると、この法の趣旨に則った考え方を既存の取り組みに反映させる必要があるというふうに理解しております。特に、生活福祉資金の貸付や福祉サービス利用援助事業については、保健所や町担当課との連携が不可欠になってくるものと思っております。９ページは、今度は精華町の状況といたしまして、５年推移で比較をさせていただいております。まず生活保護世帯数ですが、平成２１年度は１７１世帯、今年度、平成２６年度は１９１世帯で２０世帯増加しております。生活福祉資金の貸付相談件数は５８件から２５０件まで増えております。この福祉資金の貸付件数は１３件から１８件に増えております。それから、福祉サービス利用援助事業の利用者数は３名から１６名に、こちらも大幅に増えてきております。２６年度につきましては見込みとさせていただいておりますが、いずれの事業の取り組みにつきましても相談件数も含め、増加傾向にあるということは国レベルだけではなく精華町でも確実に言えるということでございます。それから１０ページでございますが、既存の事業やサービスについても生活困窮者を意識する必要があることから、利用料の減免制度を導入したいと思っております。１つ目には、「ふれあいサポート事業」に利用料減免制度を導入するということでございます。こちらは事業計画の本編の５ページあたりでも触れておりますが、先ほど諸報告の中でも申しましたように利用料の減免制度を導入したいと思っております。２つ目に、居場所づく

りは、高齢者や障がい者、子育て中の親子だけに限るのではなく、生活困窮者の社会的孤立をなくすための取り組み（居場所づくり）も必要ではないかと考えております。こちらにつきましては、仮称でございますが、「居場所づくり支援事業」を新たに始めていきたいと思っております。本編の事業計画の８ページあたりに触れております。以上が１番目の「生活困窮者自立支援法」に基づく、本会の考え方でございます。次に、１１ページからは、大きな２番「介護保険法の改正及び報酬改定」でございます。持続可能な社会保障制度を確立させるために、平成２７年４月介護保険法が一部改正されます。将来の更なる高齢化に向けて、中重度の要介護者や認知症高齢者になったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという「地域包括ケアシステム」の基本的な考え方を実現していくことを目的としております。また、要支援者等に対しては、効果的・効率的な支援を目ざして「介護予防・日常生活支援総合事業」、こちらは通称「新しい総合事業」というふうに呼ばれています。この新しい総合事業が実施されます。ただし、平成２８年度末までは経過措置がございます。まず、この新しい総合事業についての説明でございます。１つ目は、要支援者は、訪問介護と通所介護において、サービスの種類が細分化されるということになります。２つ目に、訪問看護や通所リハビリなど、その他の介護保険サービスは従来どおり利用できる、ということでございます。次に１３ページが、一部抜粋でございますが、訪問型サービスのイメージでございます。一番上は現行の訪問介護相当といたしまして、①の訪問介護、従来どおりこちらも予定されております。今回新たに追加されましたのがその下にある「多様なサービス」と呼ばれるもので、②から⑤にあたるものです。②は「訪問型サービスＡ」と区分されまして、緩和した基準によるサービスが予定されております。③は「訪問型サービスＢ」としまして、住民主体による支援が想定されています。④「訪問型サービスＣ」、短期集中型予防サービス。こちらはおそらくイメージとしましては、保健師など専門職が短期間に集中的に訪問して生活改善の指導などを行うようなイメージとして理解

しております。それから⑤は「訪問型サービスＤ」で、移動支援が中心のサービスとなっております。このように現在のところは、一番上の訪問介護しかないわけでございますが、それが多様なサービスということで５種類にサービスが分けられる、細分化されるというふうにご理解いただけたらと思っております。対しまして、下１４ページの方が通所型サービスのイメージでございます。こちらも上の方、現行の通所介護相当というのは残っております。①「通所介護」というのはあります。その下に「多様なサービス」といたしまして、②から④までが新設されるようなイメージでございます。②は「通所型サービスＡ」、緩和した基準によるサービス。③は「通所型サービスＢ」、住民主体による支援。④は「通所型サービスＣ」、短期集中予防サービス、ということで訪問介護よりは１つ種類は減っておりますけれども、いずれにいたしましても現在のサービスが細分化されると。１点補足させていただきたいのは、従来のサービス、現行のサービスというのは当然資格を持った専門職が全部サービスを提供しているわけでございますが、これに加えて、コスト面などが大きな理由と思われますが、住民の方々にその担い手となっていただくというのが今回の制度改正の趣旨だと私は理解をしております。次に１５ページをご覧いただきたいと思います。これらを受けまして、精華町社協として今後どのようにしていくかという姿勢でございます。精華町においては、平成２８年度または平成２９年度から新しい総合事業に移行するため、本格実施の時期は精華町と調整することとし、平成２７年度はスムーズな移行に向けての準備の年度として位置付けたいと思っております。具体策でございますが、１つ目の矢印、通所介護と予防通所介護、現在は別々に運営しておりますが、これらの一体的運営を考えております。こちらは本編の事業計画４ページ、７ページあたりで触れております。２点目でございますが、予防通所介護の場所を活用して通所型サービスＡまたは通所型介護サービスＢに該当する「居場所づくり支援事業」を実施したいと思っております。こちらも本編の事業計画８ページあたりで触れております。次に、１６ページに移りまして、訪問型の方

でございますが、訪問型サービスＢを意識しまして「ふれあいサポート事業」の強化に向けて調査と検討を実施したいと思っております。これは先ほども申し上げたとおりでございます。次に、次の丸印です。中重度の方や認知症の方の地域生活を支援するために、デイサービスセンター機能強化策として、入浴機器等を整備したいと思います。これにつきましては、センターの機能強化もございますが、職員の腰痛等予防対策という観点も含めております。具体的には、浴室の改修と機械浴槽の入れ替えを考えております。事業計画の本編は４ページあたりでございます。次に１７ページに移りまして、上の丸印ですが、今回は合わせて介護報酬の改定もございました。介護報酬の改定については、現介護報酬と比較しまして、訪問介護においてマイナス３パーセント程度、通所介護においてマイナス５パーセント程度、居宅介護支援においてはプラス３パーセント程度の収入を見込んでおります。いずれも単価ベースでございます。次に、次期介護報酬体系では、加算部分が細分化されているため、現時点での加算の見積りは非常に困難であり、介護事業収入は一定の幅を持たせて考える必要があるというふうに思っております。具体的には、年間の介護事業収入でございますが、平成２６年度実績見込みをベースとして考えますと、前年度比で５００万円～９００万円の収入減少になると予測しております。ただし、加算の部分がまだ不透明な部分が多々ございまして、この数字につきましてはさらに変動する可能性もあるということでご理解をいただきたいと思っております。以上が、介護保険制度の改正と報酬改定の部分でございます。次に、１８ページにつきましては、大きな３番で「社会福祉法人制度改革」でございます。社会福祉を取り巻く環境が変化する中、平成２６年８月から国の社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度の見直しについて検討が重ねられました。下に掲げておりますような、こういった観点で検討が進められました。１９ページをご覧いただきたいと思います。社会福祉法人制度を見直すにあたりまして、３つの基本的視点が掲げられております。（１）公益性・非営利性の徹底です。２つ目には、（２）住民に対

する説明責任。３つ目には、（３）地域社会への貢献、が基本的な視点として掲げられました。２０ページにつきましては、具体的な項目がさらに絞り込まれたわけでございますが、①～⑥までのとおりでございます。とりわけ、精華町社協では、①、③、⑥の部分につきましては、資料を読み込む限りにおきましては、特に何か対応しなくはならないということはないのかなというふうに理解をしておりまして、この中で言いますと②、④及び⑤について少し掘り下げてここを重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。２１ページです。精華町社協としての具体策でございますが、②運営の透明性の確保。丸の２点につきましては省略させていただきまして、矢印のところからです。公表を検討されている規則や財務諸表等につきましては、既にすべてホームページで公表しているため、さらに社協の活動などの“見える化”を推進したいと思っております。仮称でございますが、地域福祉活動ライブラリーということで、社協の取り組みや、地域で福祉活動に取り組んでいただいているものを私どもの方で集約をいたしまして、映像で見ていただけるようなもの、できればこれをホームページからも見ていただけるようなそんな仕組みを作っていきたいというふうに考えております。次に２２ページの④です。地域における公益的な取り組みの責務です。丸の１点目、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人と解されている。２点目に、規制改革実施計画においては、社会福祉法人の在り方を徹底する観点から、生計困難者に対する無料・低額な料金の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めております。これは重複いたしますが、「ふれあいサポート事業」で対応していきたいというふうに思っております。次に２３ページでございます。⑤についてです。内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下です。１つ目、いわゆる内部留保（利益剰余金）は、過去の収支差の蓄積であり、事業に活用する土地、建物等に投資した資産や将来支出が必要となる資金の形をとっている。基本的には

事業継続に必要な財産であり、その存在自体が余裕財産を保有していることを意味していない、ということで収支差額の全額が余裕財産ではないという大前提が１点ございます。が、他法、社会福祉法人は公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられている。法人の公益性等を考慮すれば、内部留保の実態を明らかにし、住民に対する説明責任を果たすことが求められている、というふうにされています。それから２４ページの方に移りますが、また、内部留保の実態を明らかにしたうえで、現在の事業継続に必要な財産以外に活用できる財産を保有している場合には、社会福祉法人の趣旨・目的に従い、これらを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元することが求められる。ここでいう国の表現でございますが、福祉サービスへの再投下というのは、利益剰余金の方を地域に還元する、もう一度地域に福祉サービスとして還元していくという意味で再投下という表現が用いられておりますが、精華町社協といたしまして、具体策でございますが、まずは事業継続に必要な財産を明らかにするという作業が必要と考えまして、１点目には、「デイサービスセンター積立金」の造成を考えております。こちらの方は第１段階としておりますが、将来建て替えなどが必要となってくることが予測できますのでこのデイサービスセンターの積立金、こちらの方を事業継続に必要な財産として切り分けを考えております。それから、「地域公益事業」仮称としておりますが、当然利益剰余金については福祉サービスに再投下するということでございますので、何らかの形で地域に公益的な事業を無料、または安価で進めていきたいという考え方でございます。この具体的な方策につきましては、京都府社協並びに近隣の市町村社協と相談をしながら今後決定していきたいというふうに考えておりまして、この３点目にあります制度改革につきましては、まだ正式な通知が発出されていないということも現段階ではございまして、具体的に正式通知がありましたら速やかに内容を絞り込んでいきまして、この趣旨に添うような形で公益的な事業をさらに展開していきたいというふうに考えております。これが今回、平成２７年度に新しく制定されます法律や、改正される制

度などの趣旨に添う我々の考え方でございます。
次に、平成２７年度事業計画（案）の方でございますが、こちらの方も新しい取り組み、それから重点的な取り組みをピックアップいたしまして評議員の皆様方にご説明をさせていただきたいと思います。こちら最初の方の１、２ページにつきましては今ほど概要説明の中でお話しした内容と重複してまいりますので、３ページからご覧いただきたいと思います。３番、「セクション別重点目標」でございます。時間の関係もございますので、打ち出しているタイトルの部分だけ朗読させていただきたいと思います。まず１番は、地域福祉課総務係の担当です。関係機関と連携を図り生活困窮者の自立を支援していきたいと思っております。次に、地域福祉課地域支援係の取り組みですが、２番です。住民参加の生活支援活動を推進したいと思っております。それから３番目、在宅介護課居宅介護支援係の取り組みですが、利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めていきたいと思っております。４ページに移りまして、在宅介護課訪問介護係です。４番、多様なニーズに対応できるよう職員体制の充実・資質向上に努めたいと思います。最後になりますが、通所介護課通所介護係です。５番、求められるサービスの提供を目ざしていきたいと思っております。内容につきましては、先ほどご説明いたしました部分と大部分重複いたしますので、省略をさせていただきまして、４番目の、ローマ数字４の事業活動計画の中の新しい取り組みなどを中心に触れておきたいと思っております。まず１番目の地域福祉課総務係の業務でございますが、こちらの方、以下の資料の中にですね、項目のあとカッコ書きの後ろにですね、数字を千円単位で挙げておりますが、こちらの方は予算規模というふうにご理解をいただきたいと思っております。まず（１）の⑤、役員及び評議員の改選事務でございます。今年の１０月に、役員及び評議員の改選の手続きがございますので、こちら平成２７年度計画の中に加えさせていただいております。それから５ページに移りまして、（４）各種基金及び積立金の造成管理というところでございます。上から６行目のところでございます。これは

先ほども制度改革のところで触れましたように、デイサービスセンターの積立金を造成したいというふうに考えておりまして、予算規模６千万円となっておりますが、この６千万円を５千万円と１千万円に分けまして、財政調整基金、それから今申し上げましたデイサービスセンター積立金の方に、それぞれ積み増しをしたいと思っております。デイサービスセンター積立金の方につきましては１千万円、財政調整基金は５千万円という予定でございます。次に２番目の、地域福祉課地域支援係に移りまして、（２）の④番です。ふれあいサポート事業の実施≪減免制度の実施≫とさせていただいておりまして、合わせて重点事業として位置付けたいと思っております。それからその２つ下、⑥絆ネット構築支援事業の実施、こちら＜受託事業＞となっておりますが、先ほども少し触れておりますように、高齢や障がいというふうなことだけではなくてですね、まだ若い現役世代の方でも１つの挫折と言いますかそういったものをきっかけといたしまして、ひきこもり又、経済的な困窮状態に陥っている方が多数いらっしゃるということから、この京都府におきましては、平成２６年度から絆ネット構築支援事業を順次取り込んでいるところでございます。精華町社協といたしましては、平成２６年度から引き続きまして、こういったあらゆる方、生活に困窮している方、社会的に孤立している方を支えていくための事業としまして、絆ネット構築支援事業を平成２７年度も引き続き実施していきたいと思っております。それから少し飛びまして７ページをお開きいただきたいと思います。５番の通所介護課通所介護係です。（１）要介護者への通所介護事業の実施【重点】事業としております。これは、先ほど介護保険制度の改正で触れましたが、今現在は、要介護の方のデイサービスと要支援の方のデイサービスをそれぞれ分けて実施しておりますが、４月から一体的に実施をしたいというふうに考えております。それから（２）です。認知症要介護者への通所介護事業、通称（ほっとぴあ）と呼んでおりますが、ほっとぴあの実施、こちらも引き続き重点事業に挙げさせていただいております。それから８ページに移りまして、上から３つ目、（９）です。デイサービ

スセンター施設整備、新規でございます。予算規模といたしましては、１７，２１７千円を見込んでおりますが、浴室の改修及び機械浴槽の入れ替えを考えているものでございます。それから６番目としまして、チーム運営ということで、課や係を横断して取り組んでいくものというふうにご理解いただきたいと思います。（２）の⑤です。地域福祉活動ライブラリーの作成です。名称につきましては、現段階でまだ仮称とさせていただいておりますが、平成２７年度から新たに取り組みたい、または重点事業として、精力的に取り組んでいきたいものでございます。それから（４）番が居場所づくり支援事業、こちらも仮称としておりますが、これの実施で、新しい取り組みでかつ重点的に取り組むものというふうに考えております。（５）番、地域公益事業（仮称）の実施です。こちらにつきましても、内容につきましては京都府社協や近隣市町村社協と相談しながら決めていきたいと思っておりますが、２７年度中に何らかの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。最後になりますが、（６）といたしまして、隣りにありますデイサービスセンターが平成１７年５月にオープンいたしまして、再来月をもって丸１０年を迎えるというような時期になってきております。従いまして、１０周年の記念感謝祭、こちらも仮称でございますが、これを実施したいというふうに考えております。以上が、平成２７年度、大きくは制度改正を受けて私どもの取り組みも色々と変えていかないといけない部分が出てきているわけでございますが、こういったところを中心に評議員の皆様方にご説明をさせていただきましたので、またご質問等ございましたらよろしくお願いしたいと思いますので、どうかこの平成２７年度事業計画（案）につきまして、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議　　長　はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんですか。

新田評議員　新田清治と申します。この事業計画案の１ページ目ですけど、一般的によく言われてます、この専門家、これは全国にネットワー

クを有するというあたりですね、えー、専門家とかそれから地域のボランティアとかこういう方々の一体的な動きが大切だということで書いてあるわけですけれども、まあ理想としてはよくわかるんですけど、具体的にそれじゃあいつ頃から、どう動かれるのか、そのあたりがもひとつ明確に示していないのかと、それともひとつには法人特有の、えー、個人情報的な人に知られたくないというような、そういういわゆる、例えばそれぞれの機関にしても守秘義務だということですぐ、えー、関係者自身がこだわりがちな態度に対してやっぱり意識改革的なことが非常に大切かなあと思うわけでして、これは住民そのものの意識改革が大切なところであると思うんです。まあそういったあたりをどのように、まあ受けていかれる予定なのかちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども。お願いします。

事務局長　ご質問ありがとうございます。この１ページにつきましては、全国的な傾向という部分もございまして、ただちに精華町社協としていつからということは非常に明言は申し上げにくいところではあるんですけれども、今、途中でも少し触れました絆ネット構築支援事業という、京都府の指定を受けている事業でございますが、これにつきましては現在、絆ネットコーディネーターを選任しておりまして、平成２７年度も引き続きですね、地域の方で色々専門機関はもちろんのこと、住民の皆様方や行政機関と連携を取りながらですね、支援の必要な人の支援策を一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、こちらにつきましては姿勢といたしましては、もうすでに取り組んでいるというものでございますので、ご要望があればすぐにでも行かせていただきたいというふうに思っております。それからもう１点、ご質問いただきました個人情報の壁と申しましょうか、こういう部分につきましては我々こういう仕事をしているものとしても、言えることと言えないことが正直ございまして難しいところというふうに理解しております。ただ、不特定多数に言いふらすということではなくて、限られたメンバーの中でですね、当然支援をしていく協力者側の一員として同じ情報を共有していくということは支援策の１つと

して必要なこととも思っておりますので、そういったところをご理解いただけるのであればですね、支援していただける協力者側ということであれば一定の情報は開示といいますか、提供させていただくこともできるのではないかなというふうに思っております。具体的、今までの事例でございますが、年に数度かですけれども、地域ケア会議という会議を個別に開催させていただいておりまして、この中ではご近所の方とか民生委員さん、それから福祉委員さん、自治会長さんとか、そういう方々にもお入りいただきましてある生活課題のある方を取り巻く環境ですね、理解者側、協力者側を集めて一定情報の開示もさせていただきながら支援策を一緒にですね、講じているというような個別ケースもございまして、そういう事例もございますので、個人情報ですので一切出さないということではなしにですね、無差別に出すということもいたしませんですけれども、一定ご理解、ご協力をいただける方であれば提供させていただきたいというふうに思っております。

議　　長　よろしいですか。

新田評議員　はい。

議　　長　ほか。

小西評議員　（挙手）

議　　長　はい、どうぞ。

小西評議員　５ページの、④番ふれあいサポート事業の実施、減免制度の実施、重点と書いてあります。重点項目で挙げられているわけですよね。

議　　長　どちらの方ですか。こちらの方ですか。

小西評議員　事業計画の方です。５ページ、地域福祉課地域支援係。④です。これはサロンとかそういうことですね。じゃないんですか。重点とか書いてあるのはどういう意味ですか。もう少しちょっと。なぜ、減免制度を実施するのか、という単純な質問ですけれども。

事務局長　ご質問ありがとうございます。こちらの説明につきましては、資料が２種類あって恐縮ですが、概要説明の方をもう一度ご覧いただきたいと思います。こちらの１０ページで一箇所触れておりますが、生活困窮者自立支援法ができると、このもう明日、あさってですね、から施行されるということもございまして、生活困窮

者を支援するという意識を我々の方がもっていかないといけないということにまず１点なってまいります。今回ふれあいサポート事業というのは、住民相互の支え合いで家事援助とかを行うサービスになっているんですけれども、こちらの利用料金は３０分３５０円とさせていただいておりますが、生活保護の方、また住民税非課税世帯などですね、全国的にも精華町内でも増加傾向であるという背景から考えましても、今現在は一律に利用料金を頂戴しているんですけれども、一定所得の低い方については減免制度を設けていくことが必要なのではないかというふうに考えておりまして、こういう利用料の減免制度を新年度導入するということと、それから今現在は土曜日、日曜日、祝日、それから５時以降の夜間についてはサービスを提供していないということになっておりますが、これらニーズを調査しながらでございますが、実施サービスの提供日時を拡大していきたいというふうに思っておりますので、そういった意味を含めて重点的にこの事業を新年度取り組んでいくという意味の重点事業に挙げさせていただいております。以上です。

議　　長　よろしいですか。

小西評議員　はい。

議　　長　ほか、ございませんですか。

柴田評議員　光台六丁目の柴田です。あの、去年と今年で予算書の検討評議員として参加させていただくのは２回目なんですけれども、あの、去年の予算審議の時から比べますと、特に概要説明資料ですね、といったものをつけていただいて、随分、あの良くなったんじゃないかというところについては評価したいというふうに思っています。それを踏まえて、ちょっとお話させていただきたいんですけれども、まず１点目、私ども自宅のほうに予算書が着いたのが先週末だったんですけれども、できればですね、今日、この当日おつけいただいた現状報告書ですね、今日この場でお渡しできるんでしたらもう少しひと頑張りして予算書と一緒にですね、やはりお届けいただくということが筋なんじゃないかなと思います。と申しますのは、やはりこういった活動というのは、僕、再三申

し上げてるんですけも、継続あってこそ成果が積み上がっていくということなんですよね。そうした中でやはり、その２６年度に見込みという、まだ年度が終わってない時にこういう報告ができるんであればその中からそれぞれの取り組んだ事業に対しての課題というものが、この時点では見えてきているんじゃないかなと、当然のことながらその２６年度の活動課題とそれからその新たに法制度も含めた、その今回概要説明にもありました新たな動きもこの３点、こういったこともその内容、取り組みに対してその精華町の域内での課題、２７年度に向けた課題は何なのか、いわゆる介護事業、あるいは地域活動、それぞれの中でどういう課題がやはり積み残しであったのか、もちろんその２６年度までの活動でその課題解決したものもあるでしょうし、継続していかなければいけないもの、またこの３つの新たな法制度を含めた中で新たな課題が出てくるもの、そういったことをですね、もう少し、あの、整理して提示していただいた上で、２７年度の新たな事業取り組みはこう、この課題を取り組むためにこういう事業を展開していくんやというふうな方向にもっていったことが、その、大切なんじゃないかと。あの一部、あの、この概要説明書の中で精華町、えー、８ページですか、精華町社協としてっていう中で、丸３つのうちの最後の３つ目のところで、その、特に、生活福祉資金の貸付や福祉サービス利用援助事業については、保健所・町担当課との連携が不可欠となる、そこが課題ですよね、そやけどそれは２７年度以降、その、しばらくおいておくのか、あるいはこの検討を具体的に社協の活動として２７年度の取り組みとしてどうするんやいうふうな意味で、先ほども申し上げましたように、もう少しその、こう分散して、入っているものもあるんですけどね、すべてがすべて本当に、その２７年度の事業展開の取り組みの中で課題をきちんと認識して、まあ、社協さんはしてるんかもわからないですけど、もう少し課題を、その層別にきちんと整理してですね、あのご提示されることが大事なんじゃないかなと、申しますのはこういった事業というのは社協さんを主軸にして、あの、その、事業展開をしていくことは非常に大切なことだって、

そのことに対して誰も異論はないと思うんですけれども、せっかくこの場に来られている皆さんっていうのは、それくらい地域で、それなりに福祉活動、あの、されている方なんですよね。そういった方たちにやはり社協さんも自分たちが抱えている課題ですね、課題というものをそれをもう少し、その、ここに来ておられる地域の方たちにも認識していただく、あるいは共有していただく、そういったことを通じて、ややずっと今まで一方通行的な関係からもう少し、やはりそういった課題をその地域の人たちにも理解していただき、認識して理解していただいて、そしてそれを地域の中でその取り組んでもらえるものがあれば、その、考えていただくと、そういうなことでそこからまた挙がってくる地域の活動なり、意見、そういったものがやはり次年度以降に生かされていくんではないかと。そういうことからも考えますと、もう少し、あの、やはりせっかくこれだけの資料をお作りいただいているのであれば、その、特にこれから取り組もうとする課題についてのところをもう少し、明らかに、はっきりさせてもいいんじゃないかと、もちろん、その、ここの冒頭申し上げたかよくわからないんですけど、この評議員会で基本的には定番ではその予算、決算の承認、あの、管理、監督という精査する立場にあるというところの中で、どこまでの、その、機能を果たせるかっていうのはちょっと私も正直わからないですけれども、せっかく各地域から参画されている皆様ですからそういうところはもう少し、ひも解いて、それがなんていうんですかね、社協さんと地域とのコミュニケーション、あるいは協力関係の１つのきっかけになるんじゃないかなというふうな気もしますんで、その辺のところもう少し、こう、あの、その、つまるっぴらかに出来る範囲でね、こうあきあきにされたらいいんじゃないかなというふうに思います。

事務局長　はい、ありがとうございます。まず、冒頭ですね、予算書と一緒に現状報告書が送付できれば一番良かったかというふうに私自身もそう思っているんですけれども、資料作成が一部遅れておりまして、今日の配布となりました。今後につきましては、ご意見の趣旨を十分踏まえましてですね、できるだけ事前に送付させてい

ただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。また、日頃、評議員さんもそうですし、地域で福祉活動に取り組んでいただいている方、民生委員さんや福祉委員さんなどですけれども、そういった方々とも日々、活動を通じて意見交換などもさせていただいてきているというふうに思っておりますので、そういった考え方がまた社協の今後の事業計画などにですね、反映できるようにですね、職員の方にも徹底していきたいというふうにも思っておりますし、またそれら集約した資料作りですね、わかりやすい資料作りですね、こちらの方にも今後努めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　ほか、ございませんですか。ご意見がなければ採決したいと思います。第８号議案について賛成の方は挙手願います。

評 議 員　（全員挙手）

議　　長　はい、ありがとうございます。全会一致で可決承認されました。続きまして日程番号５、第９号議案「平成２７年度収支予算（案）」について、に入らせていただきます。事務局から提案願います。

事務局長　はい、議長。第９号議案。平成２７年度収支予算（案）について。社会福祉法人精華町社会福祉協議会平成２７年度収支予算（案）について、別紙のとおり提案します。提案理由といたしましては、定款第１５条第１項第１号に基づき、平成２７年度収支予算（案）を提案するものでございます。平成２７年３月３０日提出。社会福祉法人精華町社会福祉協議会、会長岩里周英。それでは、こちらも本日付の資料がございまして誠に恐縮でございますが、一枚ものの本日お手元にご用意した資料と、それから事前に送付いたしました収支予算（案）と両方ございますが、まず本日お手元にご用意いたしました一枚ものの方でですね、こちらも制度の改正がございましたので、先に変更部分につきましてご説明を申し上げたいと思います。まず、平成２７年度予算から、社会福祉法人新会計基準が適用されることになります。３年ほど前から、新会計基準につきましては、国内で導入されていたものでございますが、経過措置が３年間ございましたので、いよいよそれが切れる

平成２７年度からはすべて新会計基準に基づいた会計処理を行わなければならないということから、私ども精華町社協の予算・決算につきましても、今後は新会計基準に基づいて会計処理をしていくということでございます。その変更部分でございますが、まずは名称の変更でございます。左側は旧としまして、平成２６年度までの会計単位でございます。新というところは平成２７年度以降の予算・決算に適用される用語でございます。もともとは会計単位と呼んでいたものが、変更後、新では事業区分と表されるようになりました。それからその下に、予算管理の単位として、拠点区分という言葉が新設されました。それから従来経理区分と呼んでいたものは、サービス区分というふうに呼び変えられるようになりました。その下、注釈をつけておりますが、精華町社協では、会計をわかりやすくするために「事業区分」の名称と、「拠点区分」の名称を同じにさせていただいております。２つございまして、「社会福祉事業拠点区分」と「公益事業拠点区分」の２つでございます。それぞれの説明をさせていただきたいと思いますが、サービス区分の変更で、まずは予算管理の１つ目、社会福祉事業拠点区分です。従来は８つの経理区分から構成されておりました。①から⑧までのとおりでございます。それから２７年度以降、新会計の方では９サービス区分に分類されます。変更部分といたしましては、旧の⑤老人居宅介護等事業経理区分というふうに表されていたものが、２つに分類されることになります。新の⑤訪問介護事業サービス区分と、⑥居宅介護等事業サービス区分に分類されます。ただし書き、下の注釈のところでございますが、旧の「老人居宅介護等事業経理区分」では、介護保険制度の訪問介護事業、すなわち高齢者のホームヘルプサービスです。介護保険制度の訪問介護事業と障害者総合支援制度の居宅介護支援、障害者のホームヘルプサービスの予算・決算を、従来一元管理しておりましたが、新会計基準ではそれぞれの事業に区分するということで、従来８つであった区分が新会計では９つに分かれるということでございます。それから、もう１つの予算管理の単位として、公益事業拠点区分を設けております。こちらの方は従来３つ

の経理区分であったものが、名称は一部変わりながらも新しい方でも３つのサービス区分ということで、経理区分がサービス区分に名前が置き換わったというふうにご理解いただければと思っております。それから最後になりますが、勘定科目につきましても、新会計基準として変更されておりますので、新会計１年目、すなわち平成２７年度の予算及び決算につきましては、前年度比較、科目がそもそも違うということで、特例でございますが、前年度比較ができないような状況となっております。この点を踏まえたうえで、平成２７年度収支予算（案）のご提案をさせていただきたいと思っております。

それでは、事前に送付いたしました収支予算書（案）をご覧いただきたいと思います。１枚お捲りいただきすと左側のページが目次となっております。１点目、法人全体の資金収支予算書が１ページとなります。それから２点目がその内訳書として、事業区分別にご用意いたしました。それから３番目４番目につきましては予算管理の単位が２つございますので、４番の方は社会福祉事業の資金収支内訳表、それから５番６番つきましては公益事業拠点区分の予算書ということになっております。それでは、まず１ページで、こちらは法人全体となりますが、こちらの資料を用いまして全体傾向を評議員の皆様方にご説明したいと思います。こちらの方でございますが、上段から事業活動による収支というところ、一番左側にあるかと思いますが、こちらがいわゆる経常経費として収支を挙げているものでございます。収入の部といたしましては、事業活動収入計（１）という欄でございます。当初予算額は２３３，６０２千円です。対しまして、支出の部の合計ですが（２）の欄でございます。２２８，４６５千円の計上でございます。単純にこの収入と支出を差し引きいたしましたのが、すぐ下の（３）の欄でございます。プラス５，１３７千円でございます。それから２つ目の区分、施設整備等による収支というところ、細かい字で恐縮でございますが、施設整備等による収支、左端に書かれたところ、こちら収入はございません。支出のみとなっております。固定資産取得支出といたしまして、１４，９４３千円

計上しております。こちらは先ほど事業計画でも申し上げましたように、デイサービスセンターの機械浴槽の入れ替えを予定しておりますので、そちらを取得するための予算として計上しております。それから３つ目の区分といたしまして、一番左側、その他の活動による収支というところがございます。こちらの方で大きいのは支出の部の１つ目でございます。基金積立資産支出が５千万円。こちらの方は財政調整基金として新たに計上したいものでございます。それからすぐその下、積立資産支出と書かれたところでございますが、１千万円計上しております。こちらの方はデイサービスセンター積立金として考えているものでございます。それから５行ほど下がりまして、その他の活動資金収支差額、（９）というところでございますが、マイナス６３，８５３千円となりまして、予備費２０万円を加えますと、（１１）のところ、当期すなわち平成２７年度の全ての収支差額はマイナス７３，８５９千円となっております。ここで実質的な収支をご説明したいわけでございますが、これだけを見てみますと大きな赤字になるんですけれども、実質収支につきましては、（１１）で申し上げましたマイナス７３，８５９千円から、財政調整基金として積み上げを予定しております５千万円を差し引きいたしまして、さらに設備投資にあたります１４，９４３千円、固定資産の部分ですが、こちらをさらに控除いたしますと、いわゆる経常的にかかる部分でございますが実質収支といたしましては、マイナス８，９１６千円となる予定でございます。それでも１千万円弱の赤字予算ということになりますが、先ほど事業計画の中でもご説明いたしましたように介護保険報酬の中の加算部分が非常に不透明であるということもございまして、この実質収支差額につきましても、少し変動があるのではないかというふうに現段階では考えておりますが、当初予算といたしましてはこういった数字でご提案させていただきたいと思っております。次に２ページの資料でございます。こちらは事業区分別といたしまして、先ほどと同じような勘定科目で表しておりますが、真ん中からやや右の方に社会福祉事業の区分と公益事業の区分と分けたもの、事業区分別の予算書となって

おります。当然数字につきましても先ほどと同じ数字になっております。合計欄が先ほどのページでは合計欄のみ示されていたということになります。それから３ページからが社会福祉事業拠点の資金収支予算書となっております。それからさらに７ページをご覧いただきたいと思います。こちらは社会福祉事業拠点のサービス区分９つのサービス区分から構成されておりますので、それぞれ①から⑨までサービス区分を略称でございますが区分けをいたしまして、それぞれの勘定科目ごとにおとした表というふうになっております。それから１３ページ以降につきましては、各サービス区分ごとの予算の、いわゆる内訳表と呼ばれるものでございまして、最も小さな単位がこの内訳表、予算書になりますので細部につきましてはこちらの資料を用いてご説明をさせていただきたいと思います。新設されるもの、それから重点的に取り組んでいきたい部分、それから大きな変動のある部分、それからもう１つは地域で福祉活動を展開されております皆様方ですので、直接、助成金等ですね、関わるような部分、関連する部分を中心にご説明をさせていただきまして、例年通りの部分につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。まず１３ページの法人運営サービス区分です。こちら大区分の上から３つ目が経常経費補助金収入でございます。これの中区分の２つ目、都道府県社協補助金収入の小区分の１つ目、高齢者見守り隊事業補助金収入です。こちらは平成２６年度に１７の団体様から申請をいただいておりましたが、平成２７年度につきましても京都府の方が同様に補助金を用意しているように聞いておりますので、昨年度、平成２６年度と同等の見積りをいたしまして５６万円当初予算として計上させていただいております。それから大区分の１つ下がりまして、受託金収入の中区分の１つ目の、小区分の４つ目でございます。絆ネット受託金収入です。３，９００千円となっております。こちらは先ほどご説明いたしましたように、平成２６年度から京都府の指定を受けまして絆ネット構築支援事業を実施しておりますので、そのコーディネーター１名分の人件費の一部ということで３，９００千円の収入を見込んでおります。それ

から大区分で言いますとそこから３つ下に下がりまして、助成金収入の中区分です。①です。中小企業労働環境向上助成金収入で、３，０００千円を計上しております。これは備考に書いておりますように、介護福祉機器等助成というものがございまして、今回デイサービスセンターの施設の改修と機械浴槽の入れ替えを予定しておりますが、これが職員の腰痛等の予防という観点も含まれておりますので、この助成金の適用を受けることができそうということで当初予算３，０００千円をこちらに計上させていただいております。それから１４ページに移りまして、ここからは法人運営サービス区分の支出のページとなっております。一番下のところ、助成金支出のところでございますが、１，２４０千円計上しております。備考書きにありますように、小地域福祉委員会への助成としまして当初予算６８０千円、それから高齢者見守り活動助成として５６０千円、こちらを当初予算として計上させていただいております。それから１５ページの方に移りまして、上から６行目あたりでしょうか、一番左側、その他の活動による収支というところの中の支出の部でございます。大区分の１つ目が基金積立資産支出としまして、中区分に財政調整基金積立資産支出というのがございます。こちらの方が５千万円計上したいものでございます。それから大区分の２つ目が積立資産支出といたしまして、中区分にデイサービスセンター積立資産支出というのがございます。いずれも５千万、１千万と大きな額となっておりますが、先ほどの事業計画の中で予算規模６千万円というふうにご説明をさせていただいた部分の具体的な予算の個所付けとなっております。まず財政調整基金の５千万円についてでございますが、先ほども社会福祉法人制度改革の中で内部留保を明らかにするということが求められていたわけでございますが、一説にはその法人の活動費の概ね２ヶ月分から３ヶ月分が運転資金として余裕財産としてみなさない、運転資金として一定必要と認められる額というふうに聞いておりまして、今現在、精華町社協では１ヶ月の活動費が２，１００万円程度となっておりまして、２ヶ月３ヶ月分ということになりますと４千数百万から６千数百万という範囲

になるわけでございますが、そういう情報を一定参考にいたしましてその中間をとって５千万円を財政調整基金としてよけたいという考え方でございます。それからデイサービスセンターの積立金につきましては、毎年減価償却が伴いますので、その額が概ね１千万円ということで、それに準じて１千万円の積み増しを予定しているものでございます。以上が、法人運営の部分です。次に１６ページが生活福祉資金貸付事務サービス区分の内訳表となっております。こちらの方は例年と大きな変動はございません。先ほど事業計画の中で申し上げましたように、相談件数や貸付件数は増加はしてきているわけでございますが、その貸付の原資自体を町社協が保有しているわけではございません。京都府の方で原資の方については運用しておりますので、私どもは窓口業務ということになりますので、相談件数が増えても直接予算が増えたり減ったりするものではないということで、例年通りということで説明の方は省略させていただきたいと思います。１７ページが福祉サービス利用援助事業サービス区分となります。こちらにつきましても、相談件数や利用者数が増えても直接予算に反映されるものではございませんので、一定職員の設置費の補助金のみとなっておりまして、例年通りでございますので説明の方は省略させていただきます。次に１８ページです。こちらが共同募金配分事業サービス区分の内訳書でございます。共同募金の収入につきましては、２種類ございまして、こちら収入の部の中にあります小区分で、一般募金と書かれた方が赤い羽根募金、その下、歳末助けあい募金配分金収入と書かれたのが歳末助けあい募金による配分金収入ということになっておりまして、それぞれ例年通り計上させていただいております。その大部分が助成金支出ということで、町内の各団体の皆様方への助成ということで予定させていただいております。次に１９ページでございます。こちらが訪問介護事業サービス区分ということで、名前の方が昨年度までの名称から大きく変わっている部分です。介護保険のホームヘルプの予算書となります。こちらの方は収入の部の大区分の３つ目、介護保険事業収入というところをご覧いただきたいと思います。中区

分に居宅介護料収入というものがございまして、当初予算額は３，７８６万円になっていると思います。こちらは今回、介護保険の報酬改定を受けて若干下がる見込みを立てております。参考までに、平成２６年度の収入予測でございますが、３，９００万円程度を見込んでおります。それから考えますとやはり３パーセント程は報酬が下がるものというふうに理解をしております。支出の部分につきましては例年通りとさせていただいております。それから２１ページの方が居宅介護等事業サービス区分となります。こちらが障がいのホームヘルプサービスの予算書となります。新設になります。今回、障がいの福祉サービスの収入の見積りでございますが、給付収入と利用者負担金の両方を合わせまして、１，２６５千円程度の事業規模を見込んでおります。対しまして、支出の方につきましては、こちらの方は按分という形になっておりますが、人件費１名分、それから１年間のホームヘルパーとしての事業費、活動費という部分を計上させていただいておりまして、収支差でいいますとマイナス２１５千円程度、若干の赤字という見立てでございます。次に２２ページをご覧いただきたいと思います。こちらが老人デイサービス事業サービス区分の内訳書でございます。こちらも収入の部の大区分の３つ目をご覧いただきたいと思います。介護保険事業収入です。こちらの方は中区分の１つ目に居宅介護料収入というものがございます。こちらの方の小計で申しますと、５，７９７万円見込んでいるわけでございますが、このうちの小区分の２つ目、介護予防報酬収入というところがございます。こちらが要支援の方のデイサービスの利用料収入、利用料と報酬の収入という部分になっておりますが、今回、先ほどもご提案させていただきましたように、介護のデイサービスと予防のデイサービスを一体実施するという計画でございますが、もともと制度改正もございますのでこちらの方は大きく収入を下方修正させていただいております。参考までに、平成２６年度の実績見込みは１，２００万円程度というふうに見込んでおりますので約５０パーセント減という見立てでございます。次に支出の部でございまして、２３ページの方の中区分でいいますと、上か

ら８つ目のところをご覧いただきたいと思います。業務委託費支出でございます。こちら当初予算額が４，０１２千円となっておりまして、例年の２倍程度の見積りとなっております。理由といたしましては、デイサービスセンターの施設の改修を予定しておりますので、先ほどは機械浴槽の入れ替えということで固定資産でご説明させていただきましたが、それら付随する工事におおよそ２，２７４千円を見込んでおりまして、この部分を平成２７年度は業務委託費の中に入れておりますので例年よりも大きな数字となっております。それから真ん中やや下、一番左に施設整備等による収支とありますが、この支出、固定資産取得支出で小区分には器具及び備品取得支出とございますが、１４，９４３千円。こちらが特殊浴槽、リフト購入ということで、次年度機器の入れ替えを予定しているものでございます。以上がデイサービス事業のサービス区分となります。２４ページがボランティア基金サービス区分となります。こちらの方は、冒頭の諸報告の中で触れましたように、収入額が若干変動いたします。大区分、受取利息配当金収入の小区分で、ボランティア基金積立預金利子収入というところをご覧いただきたいと思いますが、当初予算額５４０千円とさせていただいております。平成２６年度までは国債１０年でありましたが、当時１０年前は今よりはまだ利率が良かったということもございまして、年間６６０千円程度の利息収入がございましたが、今回国債の買い替えをしましたところ、１２０千円ほど収入額が下がってしまいますが、５４０千円を当初予算としてボランティア活動のための活動費として財源確保に努めたところでございます。それから２５ページが施設管理運営サービス区分となります。こちらは隣りのデイサービスセンターの施設管理に関する費用となっております。支出の部のみとなっておりますが、中区分の２つ目、水道光熱費支出でございますが、当初予算５，１１５千円計上させていただいております。こちらは、皆様方もご承知のとおり、４月から電気代の値上げがございますので私ども独自の試算といたしまして、電気代おおよそ１１パーセント程アップするというふうに試算しておりまして、その分例年よりも

支出が増える見込みでございます。以上が、社会福祉事業の中の９つのサービス区分の説明でございます。次に２６ページ以降につきましては、公益事業拠点区分の予算書となっております。作りは先ほどの社会福祉事業拠点区分と同じでございまして、具体的には３０ページからが１つ１つのサービス区分の説明、内訳書となっております。まず３０ページ、高齢者の生活支援事業サービス区分です。こちらは精華町から委託を受けて実施している福祉事業のサービス区分となっております。それぞれ事業の名称につきましては、小区分のところに書かれているとおりでございます。大きな変動はございませんので、こちらは説明を省略させていただきたいと思っております。次に３２ページでございますが、こちらは介護保険制度で実施しております居宅介護支援事業、ケアマネジャーのサービス区分となっております。こちらの方も収入額が若干単価アップというふうになった事業でございますが、収支とも例年から大きく変わるものではないというふうに考えておりますので説明は省略させていただきたいと思います。最後に、３４ページでございますが、地域包括支援センター事業のサービス区分の内訳書となっております。こちらは変更部分がございまして、収入の部の大区分の２つ目、介護保険事業収入というところでございます。小区分の中に介護予防支援介護料収入という欄がございまして、当初予算額４，８００千円を計上しております。これは要支援の方のケアプランを作成した時にもたらされる介護料収入の積み上げた予測額でございますが、参考までに平成２６年度の予算額が９，６５０千円程度でございました。おおよそ半分になっておりますが、冒頭の諸報告で申し上げましたように、この２月から精華町の中、南北に地域包括支援センターが分かれておりますので、概ね半分になるということで利用者数が半分になるということは、当然事業収入も半分になるということでございますのでその点大きな変動がございますのでご説明を申し上げたいと思います。それ以外の部分につきましては、大きな変動はございませんので説明の方は省略させていただきたいと思います。以上が、平成２７年度の収支予算（案）という形で皆様方にご提

案させていただきたいものでございますので、どうか可決承認賜りますようお願いを申し上げます。

議　　長　ありがとうございました。ただいま事務局から説明を受けましたが、質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。細かい数字がたくさん並んでおりまして、非常にわかりにくい点もあろうかと思いますが、ご質問、ご意見ありましたら。

保田評議員　（挙手）

議　　長　はい、どうぞ。

保田評議員　すいません。保田と申します。ページナンバーでいきますと、１６ページです。そこのところの、中区分のところに、ちょうど真ん中あたりですかね、あの、実費弁償費支出が１７１千円ってありますね。これが民生委員実費弁償になっておりますね、これは私わからへんのですけれども、今日の会議でいただいたお金のことですかね。それからもう１つ、申し訳ないんですけど、民生委員っていうのはおりませんで、正式には私どもは民生児童委員というふうに、名前を頂戴しておりますので、これちょっと誤字かなと思うんですけど。その２点についてお伺いします。

事務局長　はい。ご質問ありがとうございます。こちらの生活福祉資金という、資金の貸付にかかる経費の部分でございますが、こちらで言います実費弁償費は、民生委員の人数かける３千円で京都府の方から委託費として支出されておりまして、それを私どもを介して貸付の時には民生委員さんにご指導いただいておりますので、その実費弁償費として民生委員の人数かける３千円、おそらく３千円かける５７名で１７１千円という金額になると思いますが、それで当初見積もりの方を挙げさせていただいております。本日の実費弁償費につきましては、法人運営サービス区分から支出させていただいておりますので、こちらの生活福祉資金につきましては、貸付の指導いただいている分ということでご理解いただきたいと思っております。２点目の備考書きの民生委員実費弁償費でございますが、民生児童委員と児童が抜けておりますので、こちら方は正式な予算書の方で改めさせていただきたいと思います。以上です。

議　　長　　ほかございませんですか。意見がなければ採決したいと思います。第９号議案に賛成の方は挙手願います。

評 議 員　　（２７名挙手）

議　　長　　はい、ありがとうございます。全会一致により、可決承認されました。本日の案件は以上のとおりですが、全般的なところで評議員の皆様方から何かご意見ございましたらお伺いしたいと思います。議案の関連でも結構ですし、ほか社協の方に聞きたい、言いたいということがございましたらご意見お伺いしたいと思います。ございませんか。

議　　長　　それでは、これをもちまして、本日の案件の全てをご審議いただきましたので議長を降壇させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

以上、本評議員会の案件は全て終了したので、午後３時３０分散会した。

上記の決議を証するため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成２７年３月３０日
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
平成２６年度第３回評議員会において

議　長　　印

署名人　　印

署名人　　印